

研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程

第 1 章 総則

第 1 条（目的）

この規程は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。）に基づき、一般社団法人たまに（以下「当法人」という。）における研究活動の公正性を確保するため、研究活動における不正行為の防止並びに不正行為に係る通報及び告発の受付、調査、認定、不服申立て及び公表の手続について必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条（定義）

この規程において「特定不正行為」とは、研究活動において行われた次に掲げる行為であって、故意によるもの又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものをいう。

- 一 捏造 存在しないデータ又は研究結果等を作成すること。
- 二 改ざん 研究資料、機器又は過程を変更する操作を行い、データ又は研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- 三 盗用 他の研究者のアイディア、分析若しくは解析の方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。

2 この規程において「その他の不正行為」とは、特定不正行為以外の行為であって、次に掲げるものをいう。

- 一 二重投稿 既に発表され、又は他の学術誌等に投稿中の論文と本質的に同一の内容の論文を、そのことを明示せずに投稿する行為をいう。
- 二 不適切なオーサiership 研究の遂行又は論文の作成に対して実質的な寄与のない者を著者に加える行為、及び実質的な寄与のあった者を正当な理由なく著者から除外する行為をいう。
- 三 査読における不正行為 査読者としての立場を利用して、査読の対象である研究の内容を無断で使用し、又は査読の過程を不当に妨げる行為をいう。
- 四 研究データの不適切な管理 「研究データの保存・開示に関する規程（R3）」に定める保存及び開示の義務に反する行為をいう。

五 公的研究費の不正な使用 「公的研究費の運営・管理に関する規程（R4）」に定めるところによる。

3 この規程において「研究者等」とは、当法人において研究活動に従事する役員及び職員並びに当法人との契約に基づき研究活動に参加する者をいう。

4 この規程において「配分機関」とは、競争的研究費等を配分する機関をいい、国立研究開発法人科学技術振興機構を含む。

5 この規程において「研究開発に関わる者」とは、「公的研究費の運営・管理に関する規程（R4）」第2条第1項第3号に定める者をいう。

第3条（適用範囲）

この規程は、研究者等が当法人において行う研究活動及びその成果の発表について適用する。研究者等が当法人以外の機関において行った研究活動に係る事案については、当該機関と協議のうえ対応する。

第4条（責任者）

当法人に、不正行為及び不正使用に係る告発・調査責任者（以下「調査責任者」という。）を置く。

2 調査責任者は、当法人の理事のうちから指名する。指名は「役職指名決定書（D1）」による。

3 調査責任者は、次に掲げる職務を行う。

- 一 通報及び告発の受理並びに受付基準への適合の判断
- 二 予備調査の実施及び本調査の要否の決定
- 三 調査委員会の設置及び本調査の統括
- 四 不正行為の認定
- 五 配分機関及び文部科学省に対する報告
- 六 調査結果の公表

4 調査責任者は、前項各号の職務の遂行にあたり、最高管理責任者に対しその状況を報告する。

5 公的研究費の不正な使用に係る通報及び告発についても、調査責任者が前3項の職務を行う。この場合における最高管理責任者の職務は、「公的研究費の運営・管理に関する規程（R4）」第23条による。

第5条（利益相反事項の取扱い）

調査責任者は、当該事案が自己、自己が従事する研究開発課題、又は自己の配偶者若しくは二親

等内の親族に関わる場合、当該事案の取扱いから外れる。この場合、最高管理責任者が調査責任者の職務を行う。

2 最高管理責任者が前項と同様の関係にある場合は、統括管理責任者がその職務を行う。統括管理責任者も同様の関係にある場合の取扱いは、「役職指名決定書（D1）」第 6 条第 2 項による。

3 前 2 項により調査責任者の職務を行う者を定めたときは、その理由及び経過を「通報・相談の受付記録簿（Y6）」に記録し、理事の決定の場において報告する。

第 6 条（不正行為の防止）

当法人は、研究者等に対し、「研究倫理教育に関する規程（R2）」に基づく研究倫理教育を実施し、この規程の内容を周知する。

2 研究者等は、研究活動の過程及び結果を「研究データの保存・開示に関する規程（R3）」に従って記録し、保存しなければならない。

第 2 章 通報及び告発の受付

第 7 条（窓口）

研究活動における不正行為に関する相談、通報及び告発を受け付ける窓口を次のとおり置く。窓口の運営に関する事項は「相談・告発窓口設置決定書（D3）」による。

項目	内容
名称	研究公正・研究費に関する通報窓口
場所	一般社団法人たまに（〒113-0021 東京都文京区本駒込三丁目 11 番 1 号）
連絡先	電子メール compliance@tamani.or.jp
受付の方法	一 電子メールによる方法 二 郵送による方法（上記所在地宛。封筒に「研究公正・研究費に関する通報窓口」宛と明記し、親展とする。） 三 面談による方法（電子メール又は郵送による事前の連絡のうえ、日時及び場所を調整する。）
受付の相手方	当法人の役員及び職員のほか、取引業者その他の機関外の者を含む。
監事相当職への直通ライン	電子メール kansa@tamani.or.jp 監事相当職及び内部監査人のみが受信する。執行に関与する役員及び使用人は受信しない。 通報・告発窓口の責任者、調査責任者又は最高管理責任者が関係する事案その他当法人の執行に関与する役員を経由しない申告を要する場合の経路とする。

2 窓口においては、公的研究費の不正な使用に関する通報及び告発を併せて受け付ける。受理した事案は、その内容に応じ、この規程又は「公的研究費の運営・管理に関する規程（R4）」の定めるところにより取り扱う。

3 窓口は、匿名による相談、通報及び告発を受け付ける。ただし、調査の実施に必要な情報が不足する場合は、その旨を通報者に伝えることがある。

4 窓口の名称、場所、連絡先及び受付の方法は、研究開発に関わる者その他の機関内の全員に周知するとともに、当法人ウェブサイトにおいて機関外にも公表する。監事相当職への直通ラインは、研究開発に関わる者及び取引業者に周知するとともに、当法人ウェブサイトにおいて、窓口の担当者又は代表理事に関わる通報の連絡先として案内する。

第8条（受付の基準）

調査責任者は、告発が次の各号のいずれにも該当する場合に、これを受け付けるものとする。

一 書面、電子メール、面談その他の方法により、顕名又は匿名によって行われたものであること。

二 不正行為を行ったとされる者、研究活動その他の不正行為の態様を示され、かつ、不正とする科学的な合理性のある理由が示されていること。

2 匿名による告発については、前項第2号に掲げる事項が示されている場合に、顕名による告発に準じて取り扱う。

3 報道機関、学会等の科学コミュニティ又はインターネット上に不正行為の疑いが指摘された場合であって、前項の要件を満たすと認められるときは、告発があった場合に準じて取り扱う。

4 告発の意思を明示しない相談であっても、その内容が第1項第2号に掲げる要件を満たすと認められるときは、調査責任者は、相談者の意向を確認したうえで告発として受け付けることができる。

第9条（秘密の保持等）

通報及び告発の受付、予備調査、本調査、認定その他この規程に基づく手続に関与する者は、その職務上知り得た秘密を保持しなければならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項の者は、通報者及び告発者の氏名その他これらの者を特定しうる情報を、調査の実施に必要な範囲を超えて他に開示してはならない。

3 当法人及び研究開発に関わる者は、通報者又は告発者を特定しようとする行為をしてはならない。

4 当法人は、通報・告発窓口の責任者、調査責任者、最高管理責任者及び監事相当職への直通ラインの受信者を、公益通報者保護法第11条第1項に定める公益通報対応業務従事者として指

定し、書面によりその旨を告知する。外部に委嘱する者については、委嘱契約の定めるところによる。

5 当法人は、調査の事実、調査の内容及び結果について、公表の時まで、告発者及び被告発者の名誉及び人権に配慮し、これを外部に漏らさないものとする。ただし、悪意に基づく告発であることが判明した場合その他調査責任者が必要と認める場合は、この限りでない。

第 10 条（不利益取扱いの禁止）

当法人は、告発をしたことを理由として、告発者に対し、解雇、降格、減給その他の不利益な取扱いをしてはならない。

2 当法人は、告発をされたことのみを理由として、被告発者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

3 前 2 項の規定は、悪意に基づく告発を行った者については、適用しない。

4 当法人は、告発者及び被告発者が研究活動を継続するにあたり、不当な妨げが生じないように配慮する。

5 当法人は、不正行為が行われなかったと認定したときは、被告発者の名誉を回復し、不利益が生じないよう必要な措置を講ずる。

6 第 9 条第 1 項から第 3 項まで又は本条第 1 項若しくは第 2 項に反する行為をした者は、「公的研究費の運営・管理に関する規程（R4）」第 24 条に定める懲戒の対象とする。

第 11 条（受付の記録及び運用実績の周知）

窓口の責任者は、相談、通報及び告発について、受付の年月日、受付の方法、概要、対応者及び処理の状況を「通報・相談の受付記録簿（Y6）」に記録する。受信がない月も、その旨を記録する。

2 窓口の責任者は、年 1 回、通報及び告発の件数並びに対応の概要（通報者及び被告発者を特定しうる情報を除く。）を研究開発に関わる者に周知する。

第 3 章 調査

第 12 条（予備調査）

調査責任者は、告発を受け付けたときは、速やかに予備調査を行う。

2 予備調査においては、告発された行為が特定不正行為又はその他の不正行為に該当する可能性、告発の内容の合理性及び調査を行うことの可能性について確認する。

3 予備調査は、告発者及び被告発者の意見を聴くほか、必要な資料の確認により行う。ただし、被告発者に対する事情の聴取は、証拠の保全に支障を生じない範囲で行う。

4 調査責任者は、予備調査の結果に基づき、本調査を行うか否かを決定する。この決定は、告発を受け付けた日から 30 日以内に行う。

5 本調査を行わないことを決定したときは、その理由を付した記録を作成し、5 年間保存する。この場合において、告発者に対しその旨及び理由を通知するとともに、配分機関に対しその旨を報告する。当該記録は、配分機関及び告発者の求めに応じ開示する。

第 13 条（本調査の決定に係る報告）

調査責任者は、本調査を行うことを決定したときは、告発を受け付けた日から 30 日以内に、その旨を配分機関及び文部科学省に報告する。

2 前項の報告においては、告発の受付の年月日、告発された行為の概要、本調査を行うと決定した理由及び調査の実施の予定を示す。

3 調査責任者は、本調査を行うことを決定したときは、告発者及び被告発者に対し、その旨を通知する。

第 14 条（調査委員会）

調査責任者は、本調査を行うことを決定したときは、調査委員会を設置する。

2 調査委員会は、本調査を行うことを決定した日から 30 日以内に本調査を開始する。

3 調査委員会の委員は、事案ごとに調査責任者が委嘱する。

4 調査委員会の委員のうち半数以上は、当法人に属さない外部の者であって、弁護士、公認会計士、当該研究分野に係る学識経験者その他の当該事案の調査に必要な専門的知識を有するものでなければならない。

5 調査委員会の委員は、当法人、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有する者であってはならない。

6 調査責任者は、調査委員会の委員の氏名及び所属を、告発者及び被告発者に通知する。

7 告発者及び被告発者は、前項の通知を受けた日から 7 日以内に、調査委員会の委員について異議を申し立てることができる。調査責任者は、異議に理由があると認めるときは、当該委員を交代させ、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

第 15 条（調査の方法）

調査委員会は、告発された行為に係る論文、実験・観察ノート、生データその他の資料の調査並びに告発者、被告発者及び関係者に対する事情聴取により調査を行う。

2 被告発者は、調査委員会の求めに応じ、研究活動の正当性を示す資料を提出し、及び説明を行わなければならない。

3 調査委員会は、被告発者の弁明の機会を保障しなければならない。

4 調査委員会は、証拠の保全のため必要があると認めるときは、調査責任者を通じ、資料の保全その他必要な措置を求めることができる。

第 16 条（研究費の使用の停止等）

最高管理責任者は、本調査の実施を決定したときその他必要があると認めるときは、被告発者に対し、当該研究に係る公的研究費の使用の停止を命ずることができる。

2 前項の措置は、配分機関と協議のうえ行う。

第 17 条（配分機関への報告及び協力）

調査責任者は、本調査の実施にあたり、調査の方針、調査の対象とする研究活動、調査の方法等について、配分機関に報告し、必要に応じて協議する。

2 調査責任者は、配分機関の求めに応じ、調査の中間報告を提出する。

3 当法人は、配分機関が行う資料の提出の求め、閲覧及び現地調査に応じ、必要な協力を行う。

第 18 条（認定）

調査委員会は、本調査を開始した日から 150 日以内に、不正行為の有無、不正行為の内容、不正行為に関与した者及びその関与の程度並びに不正行為と認定された研究活動に係る公的研究費の不正な使用の相当額を認定する。

2 認定は、収集した証拠を総合的に判断して行う。

3 被告発者が、研究活動の正当性を示す資料として提出すべき実験・観察ノート、生データその他の資料を示すことができない場合又は当該資料の提出を拒む場合は、不正行為があったものと認定することができる。

4 調査の過程においてであっても、不正行為が行われたことが一部でも確認されたときは、速やかに認定を行い、その旨を配分機関に報告する。

5 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定した場合において、告発が悪意に基づくものであったと認めるときは、併せてその旨を認定する。この場合においては、告発者に対し弁明の機会を与えなければならない。

第 19 条（調査結果の報告及び通知）

調査責任者は、認定の結果を、配分機関及び文部科学省に報告する。

2 前項の報告は、告発を受け付けた日から 210 日以内に、次に掲げる事項を記載した最終報告書により行う。この期限までに提出できない場合は、その理由及び調査の進捗状況を記載した中間報告を配分機関に提出し、その指示に従う。

- 一 調査の結果（不正行為の有無及び内容、関与した者及びその関与の程度、不正な使用の相当額）
 - 二 不正行為の発生の要因
 - 三 不正行為に関与した者が関わる他の公的研究費における管理・監査体制の状況
 - 四 再発防止計画
 - 五 調査委員会の構成、調査の方法及び手順
- 3 調査責任者は、認定の結果を、告発者及び被告発者に通知する。被告発者が当法人以外の機関に所属する場合は、当該機関にも通知する。

第4章 不服申立て

第20条（不服申立て）

不正行為を行ったと認定された被告発者は、認定の結果の通知を受けた日から14日以内に、調査責任者に対し、不服を申し立てることができる。

- 2 悪意に基づく告発を行ったと認定された告発者は、前項と同様に不服を申し立てることができる。
- 3 不服申立ては、その理由を明示した書面により行う。
- 4 同一の理由による不服申立ての繰返しは、これを認めない。

第21条（不服申立ての審査）

不服申立ての審査は、認定を行った調査委員会が行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、不服申立ての趣旨が調査委員会の構成又は調査の方法に対する異議である場合において、調査責任者が当該異議に理由があると認めるときは、調査委員会の委員の交代又は追加を行う。
- 3 調査委員会は、不服申立てに理由があると認めるときは、再調査を行う。
- 4 調査委員会は、不服申立てが当該事案の引き延ばしを主たる目的とするものと認めるときは、審査を打ち切ることができる。この場合においては、その理由を不服申立てを行った者に通知する。

第22条（再調査）

再調査を行うときは、不服申立てを行った者に対し、先の認定を覆すに足る資料の提出その他の協力を求める。

- 2 調査委員会は、再調査を開始した日から150日以内に認定を行う。

3 前項の認定については、第 18 条第 2 項から第 5 項までの規定を準用する。

第 23 条（不服申立てに係る報告）

調査責任者は、不服申立てがあったときは、その旨を配分機関及び文部科学省に報告する。

2 調査責任者は、不服申立てを却下し、又は再調査を開始することを決定したときは、その旨を配分機関及び文部科学省に報告する。

3 調査責任者は、再調査の結果を、配分機関及び文部科学省に報告する。

4 前 3 項の報告は、当該決定又は認定を行った日から速やかに行う。

第 5 章 公表及び措置

第 24 条（公表）

調査責任者は、不正行為が行われたと認定したときは、速やかに調査の結果を公表する。

2 公表する事項は、次のとおりとする。

- 一 不正行為に関与した者の氏名及び所属
- 二 不正行為の内容
- 三 当法人が公表の時までに行った措置の内容
- 四 調査委員会の委員の氏名及び所属
- 五 調査の方法及び手順
- 六 その他調査責任者が必要と認める事項

3 前項の規定にかかわらず、被告発者又は告発者が学生である場合その他の事情により個人情報の保護が必要と認められるときは、当該事項の一部を公表しないことができる。

4 不正行為が行われなかったと認定した場合は、原則として公表しない。ただし、調査の事実が既に公になっている場合又は調査責任者が必要と認める場合は、この限りでない。

5 悪意に基づく告発があったと認定した場合は、告発者の氏名及び所属を含めて公表することができる。

第 25 条（措置）

最高管理責任者は、不正行為が行われたと認定したときは、「公的研究費の運営・管理に関する規程（R4）」第 24 条その他の定めるところにより、不正行為に関与した者に対し必要な措置を講ずる。

2 最高管理責任者は、不正行為が認定された研究活動に係る公的研究費について、配分機関の指示に従い、返還その他必要な措置を講ずる。

3 最高管理責任者は、不正行為の発生の原因を究明し、再発の防止のために必要な措置を「不正防止計画（R6）」に反映させる。

4 最高管理責任者は、前3項の措置の後、是正の状況を確認し、その結果を記録する。

第26条（記録の保存）

この規程に基づく手続において作成し、又は取得した記録は、当該事案の終了した日の属する当法人の事業年度の終了後5年間保存する。

第27条（周知及び公表）

この規程は、研究開発に関わる者その他の機関内の全員に周知するとともに、当法人ウェブサイトにおいて機関外にも公表する。

第28条（改廃）

この規程の改廃は、理事の過半数をもって行う。

附則

この規程は、2026年9月5日から施行する。

2 第7条第1項の表の監事相当職への窓口経由での連絡は、2026年9月6日から運用する。2026年9月30日までの間は、監事相当職である理事が受信し、2026年10月1日から監事相当職及び内部監査人が受信する。